

中舎寛樹著『民法総則〔第2版〕』（2018年6月刊）

ISBN978-4-535-52354-8 第2版第1刷

お詫びして下記のとおり訂正させていただきます。

・428頁15～17行目

（訂正）「従来除斥期間」で始まる下の一文を削除する。

「従来除斥期間と解されてきた期間についても、最近では消滅時効であるとする判例もみられる（最決平成17・3・8家月57巻6号162頁〔民728条2項の財産分与請求権〕）。」

（理由）最決平成17・3・8は、消滅時効であるとの抗告を棄却したものであるため。